

(地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法

の一部を改正する法律案（閣法第四一号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等において個人番号を利用することが
できるものとする。

二、住民基本台帳法の一部改正

司法書士等の国家資格に関する事務等を地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供
等を受けることができる事務として追加する。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定め
る日から施行する。

四、この法律の施行に関し、所要の調整規定等を設ける。